新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合資料に関する意見募集結果概要について

令和6年3月6日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室

令和5年11月30日に開催した「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議フォローアップ会合」資料について、同年12月31日まで意見募集を行いました。提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

いただいた御意見を踏まえて、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「公益信託に関する法律案」について検討し、令和6年3月5日に両法案を閣議決定いたしました。御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

【意見総数:50件(内訳:個人18件、公益法人8件、その他団体24件)】

主な御意見とそれに対する考え方は以下のとおりです。

御意見内容	考え方
公益法人の外部理事・監事は、各1名では不十分ではないか。	公益法人は多種多様であるところ、外部理事・監事について、法律で定める最低限
	の基準としては、各1名としています(改正後の「公益社団法人及び公益財団法
	人の認定等に関する法律」(以下「新公益法人法案」という。)第5条第15号)。
	そのうえで、すべての公益法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制
	の充実及び運営の透明性の向上を図るよう努めなければならないこととしており
	(新公益法人法案第3条の2)、各法人において、必要なガバナンスを確保する観点
	から、適切な数の外部理事・監事を選任していただきたいと考えています。
公益法人の区分経理について、小規模法人の負担に配慮して欲しい。	収益事業等を行わない法人であって一定の要件を満たす法人については、区分経理
	をしなくてもよいこととしています(新公益法人法案第 19 条第 1 項。その場合、代
	替措置について新公益法人法案第19条第2項)。また、内閣府令において、区分経
	理の適用に所要の準備期間を設けるとともに、専門家によるサポート・相談会等も
	行う予定です。
一定の公益信託について、公益法人の財務規律を適用しない旨を明記してほしい。	御意見も踏まえ、特定資産公益信託(「公益信託に関する法律案」(以下「新公益
既存の公益信託について、財務三原則の適用を不要とすべき。	信託法案」という。)第8条)の制度を設けることとしました。
既存の公益信託が円滑に新制度に移行できるよう、適切な経過措置期間を設けると	御意見及び既存の公益信託の状況を踏まえ、法律の施行は公布日から2年以内(新
ともに、移行手続きや申請様式等を工夫して欲しい。	公益信託法案附則第1条)とし、施行日から2年の移行期間(新公益信託法案附
	則第2条第2項)に移行認可申請をすることとしています。移行の便宜を考慮し
	て、移行認可の申立ては、新公益信託法の行政庁にすることとしております。今

3.いかににカロマロはあいなにてかかについては、四ナのハギにそのガジャ
骨な移行に向けて具体的な移行手続等については、既存の公益信託の受託者
5見もうかがいながら、検討を進めてまいります。
の認定基準等との整合も図りつつ、信託の特徴を生かした柔軟な制度運用
なるよう検討しております。
法の見直しが審議調査された法務省の法制審議会では、当初は信託宣言
第3条第3号参照)による公益信託の可能性も検討されましたが、パプコ
皆まえて、最終的に信託宣言による公益信託の設定はできないこととされま
一の理由としては、不正な公益信託の設定のおそれが完全には否定できない
益信託の信託財産について委託者からの分離が確保されていないとして税
受けられない懸念があること等が指摘されております。
その受託者における信託業法の適用については、信託業法の制度所管である ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
は協議を行っていくこととしております。
会話の改正を前提に、新公益信託制度の下で認可されたすべての公益信託が
、並びの税制優遇を受ける方向で、必要な税制改正法案が国会に提出されて
_
・運用に関する具体の検討については、いただいた御意見も参考に、見直し
則り、法人・信託の関係者、経済界、中間支援団体、士業団体、都道府県
Fや国民の皆様の御意見を引き続き幅広く聴取し、透明性を確保しながら、 -
いきます。

[※] 上記で御紹介の御意見に限らず、いただいた御意見については、意見募集時に明記のとおり、個別の回答はいたしかねますので、御了承願います。